

*South China - Asia Business Report*Vol. 20
March
2013

華南・アジア

ビジネスレポート

CONTENTS

Briefs & Editorial

Topics

- 中国の橋頭堡戦略と雲南の魅力(1) 3
- 10年を迎える CEPA の現状 6

Regional Business

India インドの税制 [42]

- インドの主要な間接税関連スキーム(その2) 11

Vietnam

- ベトナム現地法人における監査役制度の有効活用(前編) 17

China 解説・中国ビジネス法務 [7]

- 家庭用自動車製品の修理、交換、返品責任規定 20

China

- 改正「宅配市場管理弁法」の解説 23

Briefs

Topics

中国の橋頭堡戦略と雲南の魅力(1)

中国の南西開放に向けた橋頭堡を築く——。中国西部の雲南省で今、中国政府の掲げた『橋頭堡戦略』に基づくインフラ開発・整備が急ピッチで進んでいる。昨今は隣接するミャンマーにおける改革・開放や、インドシナ各国を結ぶ経済回廊の整備も進みつつあり、各国の経済振興や物流ルートの形成とともに、中国—ASEANの大動脈における要所としての発展を期待する声も多い。



これまで日本企業にとってなじみの薄かった雲南省だが、中国とASEAN各国の経済関係が深化する中、何が変わろうとしているのか。中国政府が掲げた橋頭堡戦略の背景と取り組み、そして“橋頭堡”となる国境都市と物流の現状を2回に分けてお伝えする。

10年を迎える CEPA の現状

中国と香港経済の一体化に向け、2003年に締結されたCEPA(香港・中国経済貿易緊密化協定)が間もなく、満10年の節目を迎えようとしている。いわゆるFTAと同様の、両地間の財・サービス貿易の自由化をはじめ、香港企業に対する中国本土市場への参入障壁低減などが盛り込まれるCEPAだが、多くの香港企業の予測と期待を裏切り、未だ、活用が進んでいるとは言い難いのが現状だ。

10年間のCEPAの軌跡を振り返りつつ、その可能性と今後の行方について考察する。

Regional Business

 **インドの税制 [42] インドの主要な間接税関連スキーム(その2)**

インドでは物品税、サービス税、付加価値税、中央販売税など複数の間接税が複雑に入り組んでおり、インドビジネスにかかわる日系企業の悩みの種となっている。特にインドで新たなビジネスを行うに当たっては、これらの間接税にかかる規制や相殺の有無が重要な検討項目となる。

後編では前回に続き、間接税コストの増加を防ぐための各種制度とこれを利用した主なスキームについて例をあげながら解説する。

 **ベトナム現地法人における監査役制度の有効活用(前編)**

進出企業間の競争激化とともに、現地での経営判断が量的・質的に増えるに従い、現地における経営監視強化が重要課題となっている。特に、合弁相手との意見調整においては、実務や法令に精通し独立した第三者の関与が有効になる。

監査では、出資者から任命された監査役が独立した立場から、出資者に代わり経営が健全に行われているかどうかを、コンプライアンス監査、財務監査、および効率性監査を通じてチェックする。本稿では2回に分け、ベトナムにおける監査役制度の概要や監査

役制度の実態について紹介する。

解説・中国ビジネス法務 [7] 家庭用自動車製品の修理、交換、返品責任規定

中国で消費者の権利意識が高まるとともに、消費者保護に関する規定も年々、手厚くなりつつある。かかる状況下、中国国内で生産・販売する自動車製品を対象に、その修理、交換、返品に関する責任(いわゆる「三包責任」)を明確にする規定がこのほど、国家品質監督検査検疫総局より公布され、2013年10月1日から施行されることになった。

「三包責任」とは、日本法上の瑕疵(かし)担保責任に相当し、原則として販売者の責任となるものの、販売者同様、製造者にも「三包責任」が生じるとされている。本稿では、当該本規定における「三包責任」につ

いて説明する。

改正「宅配市場管理弁法」の解説

中国における宅配便取扱高が急増する一方、遅配やサービス態度の不良、紛失、破損、代金引換に関する問題など、利用者からのクレームも多発している。

こうした消費者の不満を解消すべく、2013年3月1日から改正「宅配市場管理弁法」が施行された。宅配便取扱企業にかかる経営許可制度の厳格化や、宅配物の破損に対する罰則の導入、賠償限度額と告知義務、個人情報漏えいへの対処、配達不能宅配物の処理など、改正管理弁法の主な内容と、業界に与える影響について考察する。

Editorial

3月に入りました。1日から適用された深圳市の最低賃金は1,600元(約260米ドル)へと上昇し、中国一の水準を維持することとなります。中国国内で進む賃金の上昇は想定済みのこととは言え、進出企業にとって頭を悩ませる問題であることには変わりなく、特に製造業のチャイナ・プラスワンは今後さらに加速していくことでしょう。

他方、日本国内では長引く領土問題の影響を受け、旧正月(春節)期間中も中国人旅行客が激減した半面、昨今の円安進行もあって、シンガポール、タイ、マレーシア、香港、台湾といったその他のアジア各国からの来日旅行者が増えたようです。報道では、製造業の生産拠点のみならず、内需関連企業でもチャイナ・プラスワンが進むと予測していましたが、頭打ちの日本市場から成長するアジアの新興国市場へとサービス企業各社が舵を切っているのは周知の通り。

日本企業の戦略の背景に潜む理由はともあれ、これからますます豊かになっていくアジアの隣人たちと上手につき合いながら、日本のファンを地道に増やしていくことの重要性を益々感じる今日このごろです。(A)



中国の橋頭堡戦略と 雲南省の魅力（1）

瀬谷 千枝 みずほコーポレート銀行 香港営業第一部
中国アセアン・リサーチアドバイザー一課

中国の西南部、ミャンマー、ラオス、ベトナムの三国と国境で接する雲南省。緑豊かな自然環境と天然資源に恵まれ、多数の少数民族が暮らす同省が今、中国から東南・南西アジア地域への『橋頭堡』として関心を集めている。昨今は隣接するミャンマーで改革・開放に伴う注目度が高まるとともに、同国と中国を結ぶ主要ルートを抱える雲南の活用を模索する企業も少なくない。中国政府が掲げる橋頭堡戦略と、同戦略を礎に本格的な発展を目指す雲南の潜在力について考察する。

アジアへの窓口、雲南

雲南省はその地理的環境からかねて、中国－ASEAN経済圏における中国側窓口の一つとされ、GMSプログラム¹では広西チワン族自治区とともに、メコン川流域経済圏の一角として参画している(図表1)。省都・昆明は国連のアジアハイウェイ・プロジェクト²など、アジアにおける物流ネットワークの要所として、1999年に開催された世界園芸博覧会や、今年6月に初の開催が予定される中国－アジア博覧会の開催地にもなっている。ただ、中国国内でも

内陸部にあることから、従前の沿海地域を中心とした経済発展においては注目されることも少なく、日系企業の進出・投資も少数にとどまってきた。

こうした中、雲南に注目が集まった理由の一つが、第12次五カ年計画(2011～15年)にうたわれた国境地域のインフラ開発加速と、国務院が11年に公

¹ 大メコン圏(GMS:Greater Mekong Subregion):アジア開発銀行(ADB)が主導し、中国からベトナムまでインドシナ半島を南北に流れるメコン川流域の5カ国(ベトナム、ラオス、カンボジア、タイ、ミャンマー)および中国(対象地域は雲南省と広西チワン族自治区のみ)がメンバー国となり、1992年に開始した地域経済協力プログラム。

² アジアハイウェイ・プロジェクト:アジア諸国を幹線道路網によって有機的に結び、国内および国際間の経済・文化交流や友好親善を図り、アジア諸国全体の平和的發展を促進させることを目的とし、国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)を中心に、関係国32カ国の他、日本などの協力により推進されている。

【図表1】GMSと主要物流ルート



布した「雲南省を西南方面への開放に向けた重要な橋頭堡として建設することを加速するための意見」(国発[2011]11号)³である。昨年10月には同意見のガイドラインとなる「雲南省を西南方面への開放に向けた重要な橋頭堡として建設することを加速するための全体計画」⁴(13年1月28日公布)が国家発展改革委員会に承認されるなど、雲南を戦略的重要地域として、国家レベルで開発が進められていくことが裏付けられた。

橋頭堡戦略とは

中国政府が『橋頭堡』としての雲南の開発・発展に注力する背景には、先に述べた雲南の地理的環境からみたくつかの戦略がうかがわれる。このうち代表的なものの一つは、ミャンマー西部から雲南へと伸びる、原油・天然ガスパイプラインの敷設によるエネルギーの確保だ。中国が中東・アフリカ諸国と積極的なエネルギー外交を展開していることは周知の事実だが、このパイプラインを使えば、しばしば海賊被害が報告されるマラッカ海峡を経由することなく安全に、かつ輸送距離を大幅に短縮して中東・アフリカ諸国から中国国内へエネルギー源を輸送することができる。また、同パイプライン敷設のために中国が開発したミャンマーのチャウピュー港は、中国の安全保障戦略における重要拠点と指摘され、ミャンマーが改革・開放政策に転換する前の軍事政権時代から、中国がミャンマーと密接な関係を築いてきた理由の一つでもある。

経済面で特に注目されるのは、ASEAN や南アジア各国との物流ネットワークにおける雲南の重要性

だろう。雲南は約4,000kmの国境線を有するが、隣接各国との陸路輸送ではそれぞれ、瑞麗(ミャンマー国境)、磨憨(ラオス国境)、河口(ベトナム国境)が主に利用されており、昆明と各国境都市へは国道や高速道路、鉄道の整備が進められている。こうした輸送ルートは、前述のアジアハイウェイ・プロジェクトやGMSプログラムにおける南北回廊など国際物流ネットワークの一部にもなっている。これら物流インフラの整備・活用による輸送時間・コストの圧縮で、中国と各国間の貿易がいつそう活発化し、中国とASEANを中心とした経済圏の発展・一体化が加速すると期待されている。

成長続く雲南経済

とはいえ、雲南は日系企業にとって遠い中国内陸部の奥地にあり、省都の昆明ですら訪れたことがある人は少ない“未知の土地”であろう。同省に進出する日系企業等が加盟する雲南日本商工会の会員も、個人企業や留学生も合わせ約40名となっており、在住日本人を合計しても100名に満たないとされる。

【図表2】昆明市内のカルフール



³ 国务院关于支持云南省加快建设面向西南开放重要桥头堡的意见(国发[2011]11号)

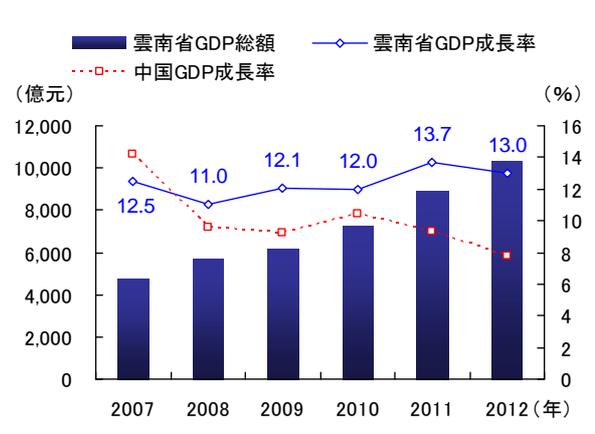
⁴ 云南省加快建设面向西南开放重要桥头堡总体规划(2012-2020年)

実際に雲南を訪れてみると、昆明市内は広東省広州市と比べても遜色ない発展ぶりで、米ウォルマートや仏カルフルなど多数の外資小売企業が進出し、多くの市民でにぎわっている(前頁図表2)。同省によると、12年のGDP成長率は13%増と中国全体の成長率を大きく上回り、総額は初めて1兆元の大台を突破した。輸出入総額も31%増の210億米ドル、固定資産投資は27%増の7,554億元、小売は18%増の3,542億元と、いずれも右肩上がりの成長を継続している。(図表3)

企業による投資も伸びている。昆明市には国家級の昆明経済技術開発区(図表4)が市中心部から15km、雲南国際空港から18kmの距離にあり、進出企業は既に1万2,000社を超える。このうち、外資企業は100社程度だが、存在感を示しているのが香港系企業で、外資企業の約8割を占めるといふ。業種別で見ると、食品関連の加工や医薬、バイオ関連の企業が多く、雲南産の原材料や資源を狙った進出のようだ。

同開発区の場合、ワーカーの賃金は1,500元/月程度から(同市の最低賃金は1,100元/月)。沿海

【図表3】 GDP と経済成長率の推移



部の主要都市と単純比較すれば魅力的と言えるが、賃金が上昇傾向かつ人員が不足気味であるのは同様で、安定した人材の確保に悩む進出企業もあった。また、華南地域と比較した場合、目につくのが輸送にかかる時間の長さだ。昆明市から深圳市までトラックで輸送した場合、所要は7~10日程度。一部で道路の高速化が終わっていないこともあるが、仮に道路や鉄道が整備されても、1,000kmを超える距離そのものを縮めることは不可能だ。とすれば、スピードが求められる華南の加工貿易企業の代替生産拠点、即ち欧米への輸出基地とすることは難しく、生産する品目もある程度の制限を受けざるを得ない。

【図表4】 昆明経済技術開発区

面積	11.8km ² (輸出加工区含む)、管轄面積は156.6km ² 、開発済約20km ²	
土地使用料	40万元/ムー	
電気	一般商工業:0.694~0.714元/kwh	
工業用水	5.60元/m ²	
物流	市街地:15km 昆明国際空港:18km 呈貢:13km	
労務	ワーカー賃金1,500元/月~	
入居企業	・登録企業数:約12,000社、うち外資約100社(日系5社) ・主な業種:バイオ・製薬、機械、物流、食品加工等	
その他	・省内唯一の国家級開発区。光電子工学、IT、輸出加工、設備製造、物流、バイオ薬品などのエリアあり ・12年2月現在、開発済み用地に空きなし	

他方、ASEANや南西アジアとの距離の近さを生かし、先述の国際物流ネットワークを利用した活用法を考えることもできる。その際、カギとなるのが国境貿易ルートの整備状況だ。次回は、雲南省と近隣各国との主要ボーダーと国境貿易ルートの現状について紹介する。



10年を迎える CEPA の現状

小柳 正道 みずほコーポレート銀行 香港営業第一部
中国アセアン・リサーチアドバイザー課

香港と中国が経済関係の強化を目指して 2003 年 6 月末に調印した香港・中国経済貿易緊密化協定 (Closer Economic Partnership Arrangement: CEPA) は、13 年央に丸 10 年を迎える。主に香港に対する中国の財・サービス貿易の自由化促進を柱とする CEPA は、03 年の調印から毎年、補足協定の調印・発効により対象品目・業種の追加や参入障壁の低減などが図られ、今年 1 月 1 日に発効した補足協定 9 が最新の内容となる。本稿では、CEPA の概要と香港にもたらされた経済効果、最新状況や今後の見通しなどについてまとめた。

CEPA における財の貿易自由化

CEPA における財の貿易自由化措置とは、「香港製品」の対中輸出におけるゼロ関税の適用である。対象品目ごとに定められた原産地基準を満たす香港製品は、香港政府の原産地認定¹により、中国へのゼロ関税輸出が可能となる。対象品目数は調印時の 374 品目から、13 年 1 月 1 日時点で 1,757 品目(関税コード 8 ケタ)まで拡充されてきた。05 年に発効した補足協定 1 (対象品目数 1,087) の時点で、当時中国に輸出されていた「香港製品」の大半がカバーされたと言われており、現在でも状況に大きな変化はないと見られる。

13 年 2 月末時点、メイドイン香港製品として原産地証明の認定を受けた件数は累計で 9 万 3,613 件に上る(図表 1)。品目類別の内

¹ 香港政府工業貿易署で登記の上、政府の認可を受けた以下の 5 団体にて原産地証明書 (Certificate of Origin) を取得することができる: 香港総商会、香港工業総会、香港中華廠連合会、香港中華総商会、香港インド商会

【図表 1】品目類別にみた原産地証明申請・認定状況

順位	品目類	申請 (件)	認定 (件)	構成比 (%)
1	食品・飲料品	23,982	23,238	24.8
2	紡織・アパレル製品	22,606	21,914	23.4
3	プラスチック製品	18,318	18,177	19.4
4	医薬品・ヘルスケア用品	10,878	10,741	11.5
5	化学製品	5,574	5,455	5.8
6	金属製品	4,402	4,371	4.7
7	着色剤	3,063	3,012	3.2
8	紙・印刷品	2,985	2,916	3.1
9	電機・電子製品	1,602	1,547	1.7
10	時計・時計部品	807	781	0.8
11	宝飾・貴金属品	646	639	0.7
12	光学製品	498	436	0.5
13	皮革・毛皮製品	382	368	0.4
14	機械・設備	316	310	0.3
15	食品残飯、飼料	195	193	0.2
16	化粧品	168	153	0.2
17	計量・検査機器	64	64	0.1
18	医療機器・按摩器	6	5	0.0
19	家具	1	1	0.0
20	玩具・ゲーム・スポーツ用品	1	1	0.0
21	ガラス・ガラス製品	2	0	0.0
22	鉱産品	1	0	0.0
	その他	5	5	0.0
	合計	95,761	93,613	100.0

(注) 13 年 2 月末時点の累計数。
(資料) 香港政府工業貿易署

訳を見ると、最大 25%の構成比を占めるのが約 2.3 万件に上る食品・飲料品で、これに紡織・アパレル製品、プラスチック製品、医薬品・ヘルスケア用品などが続いている。

CEPA 発効初期の 04 年当時は、紡織・アパレルが認定数の大半を占めたが、食品・飲料品はほぼ

ゼロに等しかった。過去 10 年に香港製飲食品の対中輸出において CEPA が活発に活用されたことがわかる。日系企業の CEPA 活用例でも、食品加工分野において「香港製」の認定を受け、半製品を中国へゼロ関税輸出するケースなどがみられる。食の安全が不安視されがちな中国で、「香港製」飲食品が市場拡大を図る様子が見えてくる。

CEPA のサービス貿易自由化

サービス貿易の自由化措置としては、香港企業に対する中国サービス市場参入にかかる優遇策が付与されている。対象となるサービス分野は 03 年調印時の 18 から、最新の補足協定 9 において 48 まで拡大し、分野によっては規制緩和の内容も徐々に追加されている。一般に、外国企業が対中投資を行う際に許認可の基準となるのは「外商投資産業指導目録」(以下、目録)で、製造品目やサービス分野ごとに参入可否や条件などが定められている。これに対して CEPA では、目録で規制業種とされるサービス分野を優遇対象に含むほか、外資の参入可能とされる分野でもより優先的な規制緩和が盛り込まれるなど計 338 項目が定められている。ただし、目録の内容更新に伴う外資企業全般に対する規制緩和の進展で、分野によっては CEPA を活用した先行参入メリットが薄れているケースもある。

【図表2】「香港サービス提供者」の主な認定要件

- ・ 香港政府の会社条例・関連条例に基づき設立・登記された企業 (支店・駐在員事務所のステータスでは不可)
- ・ 香港で実際に経営し、企業所得税を納めている企業
- ・ 経営期間 3 年以上 (建築・エンジニアリングは 5 年以上)
- ・ 香港で雇用している従業員数が総数の 50% 以上
- ・ 企業は業務場所を所有または賃借し、実質的に経営
- ・ 海運サービスは、会社が所有している船舶の内、トン換算で 50% 以上が香港登記

【図表3】「香港サービス提供者」認定企業数の分野別トップ 20

順位	サービス分野	申請 (件)	認定 (件)	構成比 (%)
1	運輸・物流	613	607	35.3
2	流通	272	265	15.4
3	航空運送	151	146	8.5
4	広告	127	121	7.0
5	印刷・出版	99	94	5.5
6	人員あっせん・提供	90	87	5.1
7	建築専門・建築・関連エンジニアリング	80	76	4.4
8	音響映像	52	50	2.9
9	付加価値通信	49	44	2.6
10	経営相談関連	43	35	2.0
11	観光・旅行関連	32	31	1.8
12	不動産	26	25	1.5
13	医師・歯科医師	21	20	1.2
14	法律	19	19	1.1
15	電子計算機・関連	17	17	1.0
16	会議・展覧	15	15	0.9
17	保険・保険関連	13	13	0.8
18	娯楽・文化・スポーツ(音響映像を除く)	14	13	0.8
19	商標代理	11	11	0.6
20	銀行・その他の金融(保険、証券を除く)	10	10	0.6
	その他	22	20	1.2
	合計	1,776	1,719	100.0

(注) 13 年 2 月末時点の累計数。
(資料) 図表 2、3 とも香港政府工業貿易署

CEPA 利用には、「香港サービス提供者」として香港政府の認定を得る必要があり、主な要件は前頁図表2の通りである。外国企業の香港現地法人なども条件を満たせば対象となる。13 年2月末時点の認定数は 1,719 社に上り、分野別では運輸・物流が全体の 35%と最大の割合を占め、これに流通(15%)、航空運送(9%)、広告(7%)などが続いている(同図表3)。

サービス貿易における主な優遇措置

多岐にわたるサービス分野の優遇措置のうち、代表的なものとしては観光・旅行関連や運輸・物流業などが挙げられよう。これらの分野につき、日本から中国へ直接進出する場合と、CEPA を通じて香港から中国へ進出する場合を対比したのが図表4である。

観光・旅行関連業で CEPA を活用する場合、中国国内旅行業務、中国への入国業務のほか、香

港・マカオへの出国旅行業務を取り扱うことができるため、一定のメリットがある。さらに直近の CEPA 補足協定9では香港・マカオ以外の出国旅行業務も一部であるが解禁され、これを足がかりに今後さらに規制緩和が進むことが期待されている。

運輸・物流業の場合、道路輸送サービス企業については、日本から直接投資する場合でも独資での設立が可能であるが、航空や海上輸送サービス企業については、CEPA でのみ独資設立が可能である。中国には陸、空、海すべての輸送を取り扱う日系企業が進出しており、これまで合併企業として運営してきたが、CEPAによる参入規制の緩和後は、独資での新規現地法人設立に切り替えた例も見られる。また、海上輸送について、広東省内にはクラス A 港が約 30、クラス B 港が約 80 あるが、日本からの投資の場合はクラス A 港でのみ海上輸送サービスが提供できるのに対し、CEPA を活用すればク

【図表4】主なサービス分野の日本からの投資と CEPA による投資の比較

	日本からの対中投資	CEPA 活用による香港からの対中投資
観光・旅行 関連	<ul style="list-style-type: none"> 中国内に設立された外資系の旅行社は中国国内旅行業務および海外から中国への入国業務のみを取り扱うことが可能 	<ul style="list-style-type: none"> 本土に設立した香港独資あるいは合併の旅行社は、設立地域の省・自治区、直轄市に正式戸籍を有する住民の<u>香港・マカオへの団体旅行業務の経営を申請することが可能</u> 条件に符合する本土と香港の合併旅行社1社は、<u>試験的に本土住民の香港およびマカオ以外の目的地(台湾を含まない)への団体出国旅行業務を経営することが可能</u>
運輸・物流	(航空) <ul style="list-style-type: none"> 合併による航空輸送関連サービス企業の設立が可能 (海運) <ul style="list-style-type: none"> 合併による海上輸送サービス企業を設立可能 広東省内において、クラス A 港でのみ海上輸送業務が可能 	(航空) <ul style="list-style-type: none"> <u>独資による航空輸送関連サービス企業の設立が可能</u> (海運) <ul style="list-style-type: none"> <u>独資による海上輸送サービス企業の設立が可能</u> 広東省内において、クラス A 港に加え、<u>クラス B 港での海上輸送業務が可能</u>

(資料)香港政府工業貿易署

ラス A、B 双方の港で海上輸送サービスを提供できるため、大きなメリットといえよう。

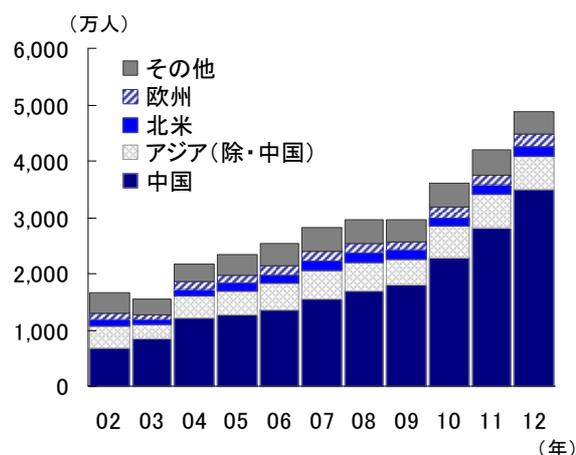
CEPA の経済効果

まず、財の貿易自由化における経済効果は、さほど顕著とは言えないようである。背景には、03 年の調印当時、中国への「香港製品」輸出額、すなわち対中地場輸出額が輸出総額に占める割合はわずか数パーセントと、すでに香港製造業の中国への生産シフトが相当進んでいたことがある。このため、食品など一部の分野で輸出促進につながった可能性はあるものの、中国への地場輸出が過去 10 年で顕著に伸びた形跡はなく、CEPA における財の貿易にかかる自由化措置の経済効果は限定的であったといえよう。

次に、サービス貿易に関して CEPA が香港経済にもたらした最大の恩恵は、中国から香港への個人旅行解禁であろう。これは 03 年の CEPA 本協定調印時に決定されたもので、「北京、上海、広東省主要都市の住民に香港への個人自由旅行を認め、広東省については遅くも 04 年 7 月 1 日までに全省で認める」という措置であった。そもそも当該措置は、当時 SARS の影響で苦境に陥っていた香港の観光業界をてこ入れすることが目的であったとされる。しかし、その後も CEPA 補足協定の形式ではないものの、対象地域の段階的な拡大に伴い、香港を訪れる中国人旅行者は 03 年の約 850 万人（延べ、以下同）から 12 年には約 3,500 万人に達し、香港の小売や外食、宿泊業などに大きな需要をもたらしている（図表 5）。

とはいうものの、香港企業の中国サービス市場への優先参入という意味においては、「香港サービ

【図表 5】訪港者数の推移と地域別内訳



(資料)香港政府観光局、CEIC

ス提供者」の認定企業数が 1,719 社と香港企業全体の 1%にも満たない状況を見る限り、あまり活用が進んでいないようである。背景として、中国の各地方で CEPA に対する認知度が高まらず、進出時の煩雑な認可手続きといった事実上の参入障壁が多々存在することなどが指摘されている。

今後の CEPA の行方

近年の CEPA をめぐっては、11 年 8 月に来港した李克強副首相が 15 年末までに香港企業に対する CEPA を通じた「サービス貿易の基本自由化」を実現させるという、中央政府の目標と期限を示したことが大きな追い風となっている。中央政府の方針を受け、12 年には広東省も「14 年末までに香港に対するサービス貿易の基本自由化を実現させる」という目標も掲げた。こうしたなか、同年 6 月に調印された補足協定 9 では、サービス分野における広東省限定の規制緩和がこれまでになく多く盛り込まれ、なかでも先進的サービス業の先行モデル地区として整備が進む深圳市前海区や珠海市横琴区に限定した措置が付加されたことは注目される（次頁図表 6）。現時点で項目数は限られるが、今後の前海

【図表6】補足協定9で示された前海・横琴区を対象とする措置

サービス分野	内容
印刷	前海、横琴で試験的な合弁企業(出資比率 70%まで)設立により出版物・その他の印刷品の印刷業務が可能
文化・娯楽・スポーツ(除・音響映像)	前海、横琴で試験的に独資の娯楽施設を設立可
データベース	前海、横琴で試験的にクロスボーダーのデータベースサービス提供可
教育	前海、横琴で独資によるインターナショナルスクールの設立可。生徒募集範囲を前海、横琴で勤務する海外華僑・帰国留学人材の子女に拡大可

(資料)香港政府工業貿易署

区や横琴区の開発進展とともに、CEPA を通じたさらなる開放が試される可能性もあろう。

中国では金融危機以降の欧米景気の低迷で外需不振が続いているほか、人口構成の変化により従来のように安価で豊富な若年労働力に成長の源泉を求めることが困難となっている。こうしたなか、サービス分野の高度化による内需振興は第 12 次五カ年計画(11-15 年)の重要テーマであり、CEPA を通じて香港サービス業のノウハウ取り込みを図りたいという中国の意向も強まっている。広東省で 14 年、中国全体としては 15 年をめどに実現が目指される「サービス貿易の基本自由化」がどの程度の市場開放を指すのか不透明であるものの、少なくとも WTO で定められたサービスの大分類を網羅する形で、なんらかの規制緩和を実施する可能性が高いであろう。

中国は WTO 加盟当時に比べ、外資に対するサービス市場参入にかかる規制緩和が年々進んでおり、CEPA のメリットは縮小傾向にある。しかし、中国市場が製造拠点から消費市場へと転換していく中で、CEPA を活用して1年でも早く中国サービス市場に参入することで、市場シェアの獲得など先行メリットを享受することは可能と思われる。無論、

CEPA 活用には「香港サービス提供者」の要件をクリアする必要があり、「香港サービス提供者」としての運営コストをふまえた上での検討が必要である。

Business



【India】インドの税制 第42回

インドの主要な間接税関連スキーム (その2)

東野 泰典、間瀬 康弘 KPMG インド

1 はじめに

前回¹に引き続き、インド間接税制に関する主要なスキームについて解説を行う。なお、紙面の制限により各間接税の詳細内容についての解説は割愛する。

2 主要な間接税関連スキーム

2-1 Sales in the Course of Import (SICOI)

前回解説したとおり、製造業者でないインド販社が物品を輸入しインド国内の製造業者に販売する場合、インド販社は輸入時に関税(BCD・CVD・SAD²)を支払う一方、販売時には受取物品税が発生しないため、支払関税(CVD・SAD)は相殺対象が不足しコストとなってしまう(なおBCDは相殺対象とすることができないため常にコストとなる)。このような製造を行わない企業における間接税コストの増加を防ぐため、物品税ディーラー登録という制度が用意されている。一方で、物品税ディーラー登録は物品が販社の倉庫等を実際に経由することを前提としているため、物品が海外仕入先からインド国内製造業者に直送され、インド販社の倉庫等を実際に経由しない場合には、

メリットを享受することができない。このような場合には、Sales in the Course of Import (SICOI)というスキーム適用することにより、主として支払関税(CVD・SAD)に関する間接税コスト負担を低減することができる場合がある。

なお、SICOIとはHigh Sea Sales³の一種であり、インド顧客からの発注に基づきインド販社が輸出者に対し発注を行い、これに基づき、輸出者がインド顧客に向けて輸出を行う取引である。

<ケース 2-1 Sales in the Course of Import (SICOI)>

図1(次頁)⁴のとおり、物品は輸出者からインド販社に販売され、その後インド販社から顧客(製造業者)に販売されている。一方で物品の移動はインド販社を経由せず、輸出者から顧客に直送され顧客が輸入者となり関税を支払う。顧客が関税を支払うため、支払関税のうち支払CVD・SADは顧客において相殺対象することができ、コストとは

³ High Sea Sales とは、インドへの物品の輸入に際して、物品が公海上にある間にインド国内の買主に物品を移転させる販売形態である。物品の移転が公海上(インド国外)で行われるため、通常インド国内での販売に対して課せられるVAT/CSTが課せられない。

⁴ 図中の各コスト計算に当たっては単純化のため、すべての税目について仕入価格(輸入価格)、販売価格に税率を乗じている。また、税率の小数点以下は切り捨てている。そのため、実際の計算結果とは若干異なる。(以下のすべてのケースについて同様)

¹ 本誌第18号(2012年12月)

² BCD=Basic Custom Duty(基本関税)、CVD=Countervailing Duty(相殺関税)、SAD=Special Additional Duty(特別追加関税)

ならない。ただし、関税は輸出者からインド販社への販売価格 180 ではなく、インド販社から顧客への販売価格 200 をベースで計算する。そのため、SICOIではコストとなるBCDの負担額が増加することになる。また、インド販社と顧客は別州に所在するが、顧客が輸入者となるため、インド販社と顧客との間の取引はCentral Sales Tax Act(中央販売税法—CST法)上はインド国外取引とみなされ、インド国内販売に適用されるVAT/CSTは課税されない。

2-2 Bill to - Ship to モデル

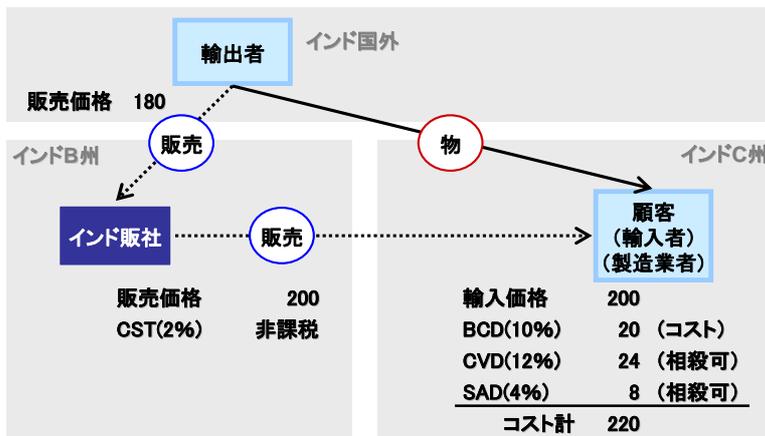
前述の SICOI は、輸入取引について、販社が間に入って取引を行うものの物品が顧客(製造業

者)に直送され顧客が輸入者となることにより、支払 CVD・SAD を相殺対象とすることを可能とするスキームであった。一方で、Bill to - Ship to モデルはインド国内において、販社が間に入って取引を行うものの物品が顧客(製造業者)に直送される場合において支払物品税を顧客が相殺対象とすることができる手法である(図2)。

A 社(製造業者)は販社に製品を販売する際、所定の請求書を用い物品税を上乗せして請求を行う。請求書上は請求先(Bill to)を販社、発送先(Ship to)をB社(製造業者)と記載し、販社・B社両社に対して請求書を発行する。販社は製造を行っていないため、支払物品税 12 を相殺対象と

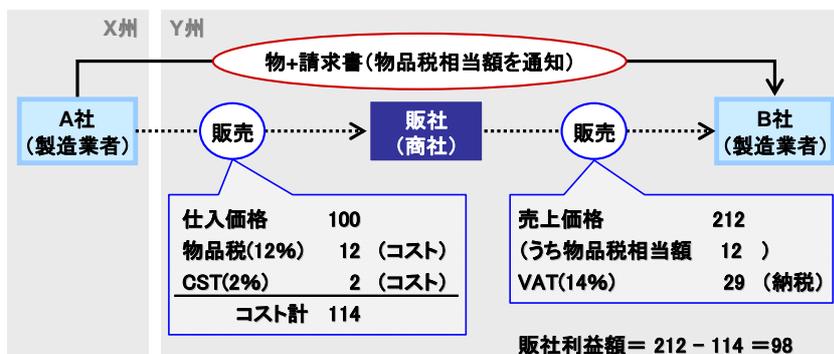
することはできず、かつ販社からB社への販売時には物品税を課税することはできない。そのため、売上価格に12を上乗せすることにより支払物品税相当額をB社から回収する。一方でB社は販社に対して212の代金を支払うものの、うち12についてA社からの請求書に基づき支払物品税相当額として相殺対象とすることができる。通常、製造行為を行わない販社は物品税を課税することができず支払物品税を販売価格に含めざるを得ないため、上記取引におけるB社にとってのコストは212となる。一方で、Bill to - Ship to モデルを採用することにより、B社は212

【図1】 Sales in the Course of Import (SICOI)



(注)CST=中央販売税、各税目の課税対象と税率については本誌第18号(2012年12月号)掲載の前回レポートを参照されたい。

【図2】 Bill to - Ship to モデル



*注: 前回ケース①-2で示した、販社が物品税ディーラー登録済みの場合と同一の効果が得られる。

のうち 12 を支払物品税相当額として相殺対象とすることができるため、B 社にとってのコストは $212 - 12 = 200$ となる。

このように、Bill to - Ship to モデルを採用することにより、物品が A 社から B 社に直送される場合であっても、A 社販社間の販売時に発生する支払物品税を B 社において相殺対象とすることができ、物品税ディーラー登録を採用した場合と同様の効果を得ることができる。なお、B 社は A 社からの請求書より、A 社販社間の販売価格を知ることができる点にも注意が必要である。

2-3 イントランジットセールス(E-1 スキーム)

インド国内で州をまたぐ販売を行う場合には、中央販売税 (CST) が課税される。例えば A 社 (A 州に所在) から B 社 (B 州に所在) に販売を行い、さらに B 社から C 社 (C 州に所在) に販売を行った場合には、原則として CST は 2 度課税されることになる。支払 CST は受取間接税との相殺対象と

することができないため、州をまたぐ販売を行うごとに間接税負担が増大していくことになる。このような場合、物品を A 社から C 社へ直送し、所定の書類を整備することにより、A 社から B 社への販売にのみ CST が課税され B 社から C 社への販売については CST の免除を受けることができる。

<ケース 2-3 ① 州をまたぐ販売が複数回発生する場合(通常の場合)>

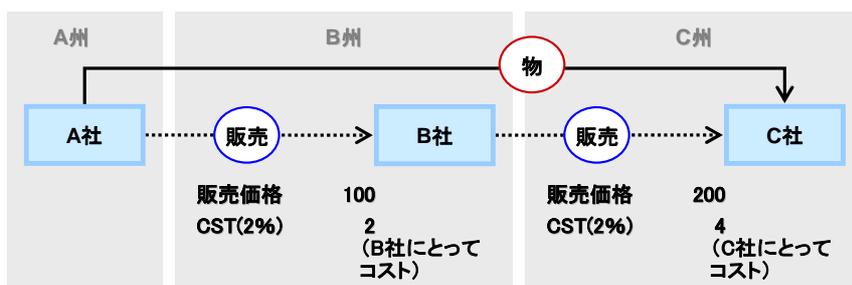
図3の通り、A 社と B 社は別州に所在しているため、A 社から B 社への販売時に B 社は A 社に対して CST2 を支払う。支払 CST は他の受取間接税との相殺対象とすることができないため、当該 CST2 は B 社にとってコストとなる。また、B 社から C 社への販売時においても同様に、C 社が B 社に支払った CST4 は C 社にとってコストとなる(なお、上述のとおり、B 社においては C 社から受領した CST4 をそのまま納税し、B 社が A 社に支払った CST2 と相殺することはできない)。結果として、2

つの取引全体で 6 の CST が税務コストとして発生することになる。

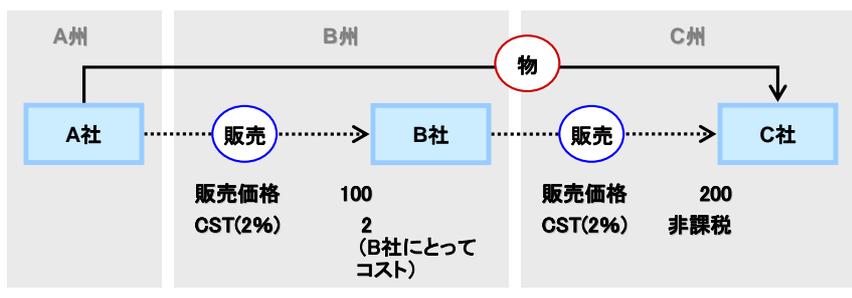
<ケース 2-3 ② 州をまたぐ販売が複数回発生する場合(イントランジットセールスを適用)>

ケース 2-3①と同様のケースにおいてイントランジットセールスを適用した場合(図4)、B 社から C 社への販売時には CST は課税されない。そのため 2 つの取引全体での CST 税

【図3】 ケース 2-3 ① 州をまたぐ販売が複数回発生する場合(通常の場合)



【図4】 ケース 2-3 ② 州をまたぐ販売が複数回発生する場合(イントランジットセールスを適用)



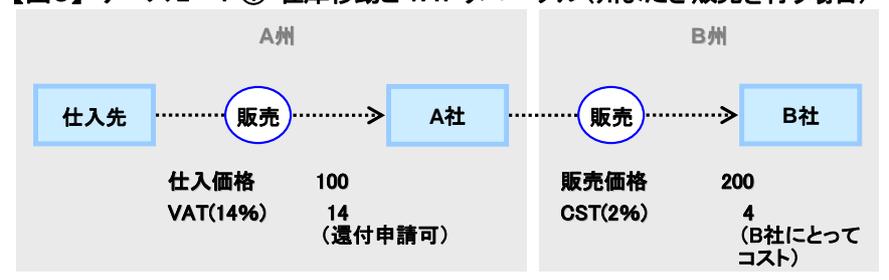
務コストは2となり、イントランジットセールスを適用した場合と比較し税務コストが4低減している。なお、イントランジットセールスを適用する場合には、物品はA社からC社へ直送されることに加え、A社-B社間および、B社-C社間で所定書類のやりとりが必要となる。

2-4 在庫移動とVATリバーサル

イントランジットセールスの項において解説したが、インド国内で州をまたぐ販売を行う場合には、他の間接税と相殺できない中央販売税(CST)が課せられるため、州をまたぐ販売を行うたびに税金コストが増大することになる。ただし、CSTは州をまたぐ販売に課税されるため、在庫移動により物品を他州に移動した後に州内販売を行うことによりCSTを回避することを検討する場合がある。一方でCSTは販売元の州に納税されるため、州をまたぐ在庫移動を行った場合には、移動元州においては、州をまたぐ販売が発生していれば受けることのできたCSTの納税が発生しないことになる。そのため、在庫移動を行った場合には、移動元州内での仕入時に発生した支払VATの一部を相殺・還付対象から除外することにより税収を確保するという措置を講じている州が多い。このように支払VATの一部を相殺・還付対象から除外することをVATリバーサルと呼んでいる。VATリバーサルは間接税の節税スキームではないが、インド国内における販路検討時に考慮すべき項目であるため解説を行う⁵。

⁵ なお、VATの税率は各州によって若干異なるが単純化

【図5】 ケース 2-4 ① 在庫移動とVATリバーサル(州またぎ販売を行う場合)



<ケース 2-4 ① 在庫移動とVATリバーサル(州またぎ販売を行う場合)>

図5のケースでは、A社はA州内で物品を仕入れ、B州に所在するB社に販売する。A社は仕入時にVAT14を支払うが、支払VATと相殺できる受取間接税が発生しない場合には還付申請をすることができるため、支払VAT14はA社にとってコストとならない。B社においては、A社への支払時にCST4を支払う。支払CSTは他の受取間接税との相殺対象とすることができないため、当該CST4はB社にとってコストとなる。結果として、商流全体ではCST4が税金コストとなる。

<ケース 2-4 ② 在庫移動とVATリバーサル(在庫移動を行う場合・カルナタカ州)>

VATリバーサルの税率は各州により異なるため、まず日系企業も多数進出している南インドの主要都市バンガロールを州都とするカルナタカ州を例にとる(次頁図6)。A社はカルナタカ州内で物品を仕入れた後、B州に在庫移動を行い、B州内でB社に販売する。カルナタカ州内から州外へ在庫移動を行った場合のVATリバーサルの税率は2%であるため、A社は仕入時に支払ったVAT14のうち12について相殺・還付の申請が可能であるが、2については相殺・還付の対象から

のため14%として表記する。

除外されるため A 社にとってコストとなる。B 社においては、A 社への支払時に VAT28 を支払うが、当該支払 VAT は相殺・還付の対象となるため、B 社においてコストにはならない。結果として、商流全体では VATリバーサルの対象となった支払 VAT2が税金コストとなり、ケース 2-4 ①と比較し税金コストが低減している。

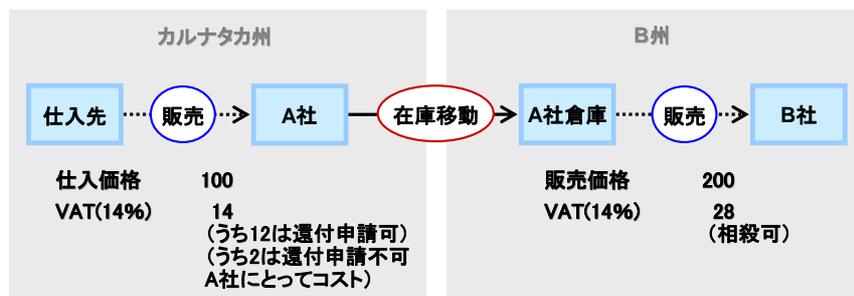
＜ケース 2-4 ③ 在庫移動と VAT リバーサル (在庫移動を行う場合・アンドラ・プラデシュ州)＞

次に、州南部への日系企業進出が加速しているアンドラ・プラデシュ (以下、AP) 州を例にとる (図7)。A 社は AP 州内で物品を仕入れた後、B 州に在庫移動を行い、B 州内で B 社に販売する。AP州内から州外へ在庫移動を行った場合の VATリバーサルの税率は5%であるため、A 社は仕入時に支払った VAT14 のうち9について相殺・還付の申請が可能であるが、5については相殺・還

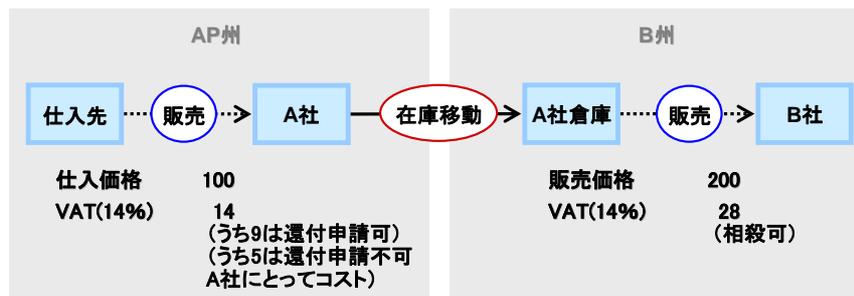
付の対象から除外されるため、A社にとってコストとなる。B社においては、A社への支払時に VAT 28 を支払うが、当該支払 VAT は相殺・還付の対象となるため、B 社においてコストにはならない。結果として、商流全体では VATリバーサルの対象となった支払 VAT5が税金コストとなり、ケース 2-4 ①と比較し税金コストが増加している。

このように、VATリバーサルの税率が低い州が物品の移動元州となる場合には、在庫移動が州をまたぐ販売より税務コストが低くなる可能性が高く、逆に VAT リバーサルの税率が高い州が物品の移動元州となる場合には、在庫移動が州をまたぐ販売より税務コストが高くなる可能性が高い。一方で、VAT リバーサルは支払 VAT が対象となるため、輸入品等仕入時に支払 VAT が発生しない物品には VATリバーサルは影響しないことにも留意が必要である。

【図6】 ケース 2-4 ② 在庫移動と VAT リバーサル (在庫移動を行う場合・カルナタカ州)



【図7】 ケース 2-4 ③ 在庫移動と VAT リバーサル (在庫移動を行う場合・アンドラ・プラデシュ州)



3 おわりに

インドでは、多数の間接税を一本化・単純化するため、数年前より GST(Goods and Sales Tax)の導入が検討されているが、各州の独立性が高くコンセンサスが得られにくいこと、また、制度・システムの構築の困難性により、具体的な導入の目途はたっていない。そのためインド進出企業は、当面は複雑な間接税制への対応に苦慮するという現状が継続するものと思われる。また、間接税は利益で

はなく、取引額そのものに課税されるという性質を持つため、相殺・還付等の可否についての事前検討が十分でない場合、思わぬ巨額な税務コストが発生するリスクを内在する。

前回から2回にわたり主要な間接税スキームについて解説を行ったが、各スキームともに、所定の書類の整備・保存が必要となるため、実際に適用を検討するに当たっては、信頼できる現地専門家と十分な事前協議を行うことが望ましい。

※次回は第 22 号に掲載します。

東野 泰典
(ひがしの やすのり)

KPMG インド
シニアマネジャー
米国公認会計士



2001年朝日監査法人東京事務所入社。日本国内において、製造業、小売業等の上場会社及び外資系企業の会計監査業務、M&Aトランザクションサービス等に従事。07年8月～10年8月、あずさ監査法人からメキシコ・ティファナ事務所に赴任。10年10月よりKPMGインド・デリー事務所に日系企業担当シニアマネジャーとして赴任。投資・会計・税務・M&A等の面からインド進出企業をサポートしている。

間瀬 康弘
(ませ やすひろ)

KPMG インド
マネジャー
日本国公認会計士



2005年12月にあずさ監査法人東京事務所に入所。日本国内において、主に総合電機メーカー、不動産会社等の会計監査及び国際会計基準に関するアドバイザリー業務に従事。10年7月よりKPMGインド・チェンナイ事務所に日系企業担当マネジャーとして赴任。南インドに在住する日本国公認会計士第一号として、投資・会計・税務・M&A等の面からインド進出企業をサポートしている。



【Vietnam】

ベトナム現地法人における 監査役制度の有効活用(前編)

實原 享之 I-GLOCAL CO., LTD.

はじめに

日系企業の進出が加速し続けており、進出企業間の競争が激しくなっているベトナムでは、コンプライアンスの重要性が今まで以上に高まっている。法令等各種規定の順守が重要であることは言うまでもないが、ベトナム特有の商慣習や言葉の壁がある中で、他社と締結する契約のみならず、日々の業務や社内規定順守の監視をすることは、業務の経済性、効率性、有効性を確保し、ひいては企業目標の達成につながることになるといえる。

従来は親会社向けの輸出加工型が主たる進出形態だったが、昨今は内需型産業でベトナムへ進出する企業も増えている。現地での経営判断が量的にも質的にも増えるため、現地での経営の監視強化が重要課題となっている。さらに、ベトナム進出企業が最近採用し始めている合併での事業遂行において、業務阻害の大きな要因といわれている合併相手との利害不一致時の意見調整においては、実務や法令に精通し独立した第三者の関与が有効になる。

監査役による監査では、出資者から任命された監査役が、出資者に代わって会社経営を監督し、経営が健全に行われているかをチェックする。すなわち、社長や取締役による会社運営や社内一般業務に対して、独立した立場からコンプラ

イアンス監査、財務監査、および効率性監査を行う。ベトナムにおける監査役制度の大枠は、日本のそれとほとんど変わらないが、監査役に求められる資格要件等、ベトナムにおける監査役制度の概略を説明した上で、現在のベトナムにおける監査役制度の実態、およびその有効活用の必要性を本稿において解説したい。

1. 監査役制度の概要

ベトナムにおける企業形態としては、有限会社、株式会社、パートナーシップおよび個人企業が統一企業法上規定されているが、実務上、日系企業がベトナムに進出する際に選択する企業形態は主に有限会社あるいは株式会社である。有限会社には2種類あり、一人または一社に出資される一人有限会社(統一企業法第 63 条)と、二人または二社以上に出資される二人以上有限会社(同第 38 条)があるため、一人有限会社、二人以上有限会社および株式会社の3種類の企業形態につき、その監査役に関する取り扱いをまとめる。

統一企業法上の監査役制度の概要は図表 1 (次頁)のとおりである。

1.1 一人有限会社

上記一覧に記載した以外に、その他の資格要

【図表1】統一企業法上の監査役制度の概要

	監査役または監査役会設置義務	人数	要件	任期
一人有限会社	あり ^a	1～3名 ^a	会計および会計監査あるいは主要営業分野に関する専門知識または職業経歴のある者。もしくは、定款に規定する資格および条件を満たす者 ^b	3年以内 ^a
二人以上有限会社	11名以上の社員を有する場合のみ監査役会の設置義務あり ^c	規定なし	規定なし	規定なし
株式会社	個人株主が11名以上もしくは50%以上の株式を保有する法人株主がいる場合には3名から5名で構成された監査役会の設置義務あり ^d	3～5名 ^e	<ul style="list-style-type: none"> - 過半数はベトナムに常駐している者^e - 少なくとも1名は会計士または会計監査官^f 	3年以内、再任可 ^e

a. 第71条第1項、b. 第71条第4項、c. 第46条、d. 第95条、e. 第121条第1項、f. 21条第2項

件として、以下の規定¹もある。特に同族経営の多いベトナムにおいては外見的独立性にかかる規定b.に注意が必要である。

- a. 十分な民事的行為能力を有し、本法の規定に基づき会社の管理を禁じられる者以外であること
- b. 社員総会のメンバー、会長、社長または監査役を任命する権限を持つ者との関係を持つ者でないこと

また、監査役の任務として、社員総会、会長および社長による法律の順守、業務遂行における誠実性、会社所有主の権限等について監査すること、および会社所有主および関連国家機関へ提出する前に、財務報告、経営状況報告、管理業務評価報告およびその他の報告を監査することが規定されている。また、上記監査結果に基づく改善策を会社所有主に提案することも求められている。さらに、定款の規定または所有主の要求および決定があれば、それらに基づく他の任務も発生する²。

1.2 二人以上有限会社

二人以上有限会社の場合、11名以上の社員を有する場合を除き、監査役の設定は任意である。11名以上の社員を有する場合および任意で監査役会を設置する場合、監査役会および監査役会長の権限、任務および勤務制度、活動範囲は、会社の定款で決定されることになる³。

1.3 株式会社

監査役は株主総会で選出および解任され、報酬も株主総会で決定される⁴。監査役のその他の資格要件として、以下のような規定もある⁵。一人有限会社と同様、外見的独立性に関するb.、c.の規定に注意が必要である。

- a. 21歳以上で、完全な民事行為能力を持ち、本法の規定に従って、企業の設立および運営が禁止される者以外の者
- b. 取締役、社長およびその他の管理者との関係を持たない者
- c. 監査役は会社の管理職に就いてはならない。監査役は必ずしも会社の従業員また

¹ 第71条第4項

² 第71条第2項

³ 第46条

⁴ 第96条第2項c.、第125条第2項、第127条

⁵ 第122条

は会社の株主であることはない

なお、上記一覧上の要件欄にある「会計士」とは、解釈によるが、一般的には、ベトナム公認会計士でなくてはならないとされているので注意が必要である。

株式会社における監査役会の任務としては、一人有限会社と同様、取締役会および社長による会社運営や、会計記録および財務報告書の合理性・合法性等を監査することがあげられる。その結果や改善策は株主総会に提出する⁶。

また、株主の要求にしたがい、その他の具体的な問題を監査する必要もあり、その場合、監査役会は要求を受けてから7日以内に監査を行わなければならないと、提起された問題の監査結果に関する報告書を作成しなければならない。監査結果に関する報告書は、監査の終了日より15日以内に作成し、取締役会および要求した株主へ送付しなければならない⁷。

さらに、取締役、社長、その他の管理者が法律、定款、株主総会の決定または第119条に定める管理者の義務に違反したことを発見した場合、遅滞なく取締役会へ書面で報告し、違反行為の停止および解決を要求しなければならない⁸。

なお、監査役会は、与えられた任務の遂行上、独立するコンサルタントを利用することができる旨も規定されている⁹。

監査役の義務としては、法律、定款、株主総会の決定および職業倫理により与えられた監査役

の任務を、会社および株主の利益をできる限り確保しながら、最も良い方法で誠実かつ勤勉に遂行しなければならないと定められ、自己の利益またはその他の組織および他者の利益のために会社の情報、企業秘密、商機および財産を悪用し、地位および権限を濫用してはならないものとされている¹⁰。監査役は上記義務に違反して会社および他者に損害を及ぼした場合、違反行為により発生した損害の賠償について個人責任または連帯責任を負うことが定められている¹¹。

監査役が上記義務に違反したことにより直接または間接的に得たすべての収入は会社の所有財産となる¹²。監査役の義務違反が取締役会により発見された場合、取締役より監査役会へ書面で通知され、違反行為の停止および解決が要求される¹³。

※以下、次回に続く。次回は第22号に掲載します。

實原 享之

(じつはら たかゆき)

代表取締役社長
ベトナム／米国公認会計士
I-GLOCAL CO., LTD.



2007年神戸大学工学部建設学科卒。一部上場不動産事業会社にて営業と経理を2年間経験後、米国公認会計士試験に合格し、09年I-GLOCAL入社。10年ベトナム公認会計士試験合格。現在、会計・税務・法務アドバイザー及び会計監査サービスを通じ、ベトナム進出日系企業を支援している。

⁶ 第123条

⁷ 第123条第5項

⁸ 第123条第7項

⁹ 第123条第9項

¹⁰ 第126条第1,2,3項

¹¹ 第126条第5項

¹² 第126条第6項

¹³ 第126条第7項



【China】解説・中国ビジネス法務 第7回

家庭用自動車製品の 修理、交換、返品責任規定

山口 健次郎 森・濱田松本法律事務所

一 本規定の概要

国家品質監督検査検疫総局が 2012 年 12 月 29 日に公布した「家庭用自動車製品の修理、交換、返品責任規定」(以下「本規定」)が、13 年 10 月 1 日より施行されます。本規定は、主に家庭用自動車製品の修理、交換、返品に関する責任(以下「三包責任」)を明確にするものであり、中国国内で生産・販売する自動車製品が本規定の適用対象となっております。

二 本規定の位置付け

中国の消費者問題では、「三包責任」という言葉をよく聞きます。中国でいう「三包責任」とは、商品の「修理・交換・返品」を保証するという三つの責任を負うという意味で、「修理・交換・返品」を保証することを中国語で「包修・包換・包退」と言うことからきた言葉です。

「三包責任」に関しては、1995 年 8 月 25 日に施行された部分商品修理交換返品責任規定が、家電などを中心とする一部製品を対象に、初めて具体的な規定を定めたものとされています。その後、オートバイ、農業機械製品、携帯電話、固定電話機、パソコン、家庭用オーディオ製品等の個別の「三包責任」規定が制定されました。本規定は、上記個別の「三包責任」に関する規定に続いて、家

庭用自動車製品に関して「三包責任」を規定したものです。

なお、「三包責任」とは、日本法上の瑕疵(かし)担保責任¹に相当し、原則として販売者の責任となるものの、販売者同様、製造者にも「三包責任」が生じる旨が規定されていることが一般的です。また、販売者と製造者、販売者と供給者、販売者と修理者との間で締結する契約によって「三包責任」を免除することはできないと規定されているのが一般的です。したがって、「三包責任」規定では、製品によって「三包」の期間や減価償却率などに若干の差はあるものの、販売者・修理者・製造者間の責任分担、修理・交換・返品の具体的な手続き等の「三包責任」の基本的な枠組みはほとんど一致しています。また、後に公布された規定ほど、より詳細になっているという傾向がみられます。

以下では、本規定における「三包責任」について説明します。

¹ 売買の対象物に隠れた瑕疵、すなわち、外部から容易に発見できない欠陥がある場合、売主が買主に対して当該欠陥に対して責任を負うことを言います。

三 本規定の具体的な内容について

1. 本規定の定義について

本規定では「家庭用自動車製品」について、消費者が日常生活(原文は「生活消費」)のために購入し、かつ、使用する乗用車と定義しています(第43条第1項)。したがって、タクシー会社等が業務用に購入した車両等は本規定の対象に含まれません。

次に、「生産者」とは、①中国国内で設立された、自動車製品を生産し、かつ自らの名義で製品合格証書を発行する単位、または、②中国国外から自動車製品を輸入して国内で販売する単位を指すと定義しています(第43条第3項)。したがって、自動車の製造業者のみならず自動車の輸入業者も本規定にいう「生産者」に含まれる点に注意が必要です。

また、「販売者」とは、自らの名義で消費者に自動車製品を直接販売・交付し、代金を受け取り、インボイスを発行する単位または個人を指すと定義し(第43条第4項)、「修理者」とは、生産者または販売者と代理修理契約を締結し、消費者に自動車製品の修理サービスを提供する単位または個人を指すと定義しています(第43条第5項)。

2. 三包責任の概要について

まず、本規定では、「三包責任」は生産者、販売者、修理者(以下、三者を併せて「経営者」という)のうち、原則として、販売者がまずこれを負担するものとし、他の経営者が「三包責任」につき責任を負うべき場合には、販売者がこれらの者に請求することができる(本規定第4

条第1項)。

次に、経営者間で契約を締結することによって「三包責任」の分担につき定めることはできるものの、消費者の合法的な権益を損害してはならず、また「三包責任」を免除することはできないと規定しています(本規定第4条第2項)。したがって、消費者にとって不利益となる「三包責任」を免除するような規定は無効と判断される可能性が高い点に注意が必要です。

また、経営者は、消費者が提出した「三包責任」の履行請求に対して、故意に対応を先延ばしにしたり、また、正当な理由なく拒絶したりすることは許されないと規定しています(第5条第2項)。

さらに、「修理保証期間」(原文は「包修期」)、「三包有効期間」(原文は「三包有效期」)、および消耗部品の「品質保証期間」(原文は「质量保证期」)を設け、それぞれの期間において、経営者がいかなる「三包責任」を負うかについて具体的に規定しています(第17条～第28条)。例えば、「家庭用自動車製品」の「三包有効期間」とは、①2年を下回らない期間、または②走行距離5万kmのうち、いずれか先に到達した期間としています(第17条)。

3. 三包責任の免除について

本規定では、以下の事由のいずれかに該当する場合、経営者は三包責任が免除されると規定しています(第30条)。

- (1) 消耗部品について、生産者の明示した品質保証期間を超過して品質問題が生じた場合

- (2) 消費者が購入した自動車製品に瑕疵があることが既に書面により通知された場合
- (3) 自動車製品がタクシーまたは他の経営運輸の目的で用いられた場合
- (4) 取替・調整・解体してはならない旨が取扱説明書で明示されているにもかかわらず、消費者が自動車製品を取替、調整または解体することにより破損をもたらした場合
- (5) 品質問題が生じたとき、消費者自らの不当な処置により損害をもたらした場合
- (6) 消費者が取扱説明書に従い自動車製品を適切に使用、メンテナンス、修理しなかったことにより破損をもたらした場合
- (7) 不可抗力により破損をもたらした場合

四 若干の考察

従来、上記二でも述べましたように、いわゆる「三包責任」については、個別の製品ごとに規定が設けられていました。本規定においても、その枠組みに変更はなく、「三包責任」の包括的規定という位置付けではなく、あくまで「家庭用自動車製品」に関する「三包責任」の規定となっております。しかしながら、中国においても日増しに消費者の権利の保護が手厚くなっているという背景を考慮すると、将来的に「三包責任」に関する包括的規定が設けられる可能性も十分に考えられるため、今後の立法状況を注視する必要があると考えられます。

※次回は第 22 号に掲載します。



森・濱田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

山口 健次郎

森・濱田松本法律事務所
弁護士(東京弁護士会所属)

2001 年早稲田大学政治経済学部卒。2007 年慶応義塾大学大学院法務研究科修了。2008 年弁護士登録。2010 年より森・濱田松本法律事務所にアシエイトとして参加、現在に至る。

Business **【China】**



改正「宅配市場管理弁法」の解説

潘 立冬 敬海法律事務所

はじめに

2012年、中国における宅配便取扱企業の年間取扱高は前年比54.8%増の56.9億個、営業収益は前年比39.2%増の1,055.3億元を記録した。一方で、宅配便利用者によるクレームも多発している。郵政局発表のデータによると、12年12月の民間宅配業務に対するクレームは3万7,088件発生。内訳は、遅配53.2%、サービス態度の不良27.3%となっており、その他は、紛失、宅配物の破損、代金引換に関する問題などであった。このような消費者の不満を解消すべく、12年12月31日に改正「宅配市場管理弁法」¹（以下、「改正管理弁法」という）が公布され、13年3月1日より施行された。本稿では、改正管理弁法の内容を紹介し、中国宅配便業界に与え得る影響について考察したい。

1. 経営許可制度の厳格化

09年の郵政法改正により、宅配便業務を展開する企業は郵政管理部門の審査の上、許可を得ることが義務付けられ、また、宅配便取扱企業の合併・分割に際しては、郵政管理部門に届け出なければならないとされていた。しかし今回の改正管理弁法では、これが更に厳格化され、営業部などの法人格を有さない出先機関を設ける際にも、その出先機関を管轄する工商行政管理部門に登録を行い、

郵政管理部門に届け出なければならないことになった。また、合併・分割にあたり郵政管理部門に提出しなければならない書類も明確に規定された。

これらの規制強化により、行政当局による宅配便取扱企業に対する監督・管理が末端まで広がることが期待される。さらに、宅配便業務の他企業への委託、加盟店の募集において、受託側企業が経営許可を得ていること、また、業務範囲・地域範囲が許可されたものであることへの確認義務が課されている。

宅配便取扱企業は従来、全国にネットワークを展開するため委託・請負、およびフランチャイズ方式を採用してきたが、ネットワーク拡大を重視するあまり、サービス品質の低下が見過ごされ、従業員による宅配物の窃盗、遅配、破損、違法品の宅配、さらには個人情報漏えいなどの問題が発生していた。今回の改正管理弁法により、営業許可証を取得していない企業による宅配業務委託、集配等の受託、フランチャイズ加盟が排除され、宅配便業界の末端におけるサービス品質が大きく向上することが期待される。

2. 宅配物の破損防止

中国宅配業界においては、宅配物の仕分け時に、宅配物を踏む、投げる、落とすなどの行為が広く行われているのは周知の事実である。最近の急激な

¹ 快递市场管理办法

取扱量の増加に加え、従業員に対する研修制度がほとんど設けられていないことがその要因としてあげられる。これまでの宅配サービスに関する国家规定では、宅配物を「丁寧に持ち上げ、丁寧に置く」と抽象的に規定されていたが、その効果は薄かったと言えよう。

改正管理弁法は、これを具体化し、「仕分け時、手を離すときの宅配物から接触面(床など)までの距離は 30cm を超えてはならず、「ワレモノ」については 10cm を超えてはならない」としている。同時に、同規定に違反した場合の罰則規定も定められ、「仕分け時、投げる、踏むなどの行為により、宅配物に破損が生じた場合、郵政管理部門は1万円の罰金に処し、程度が重大である場合には、1万元以上3万円以下の罰金に処す」とした。

3、賠償にかかる限度額と告知義務

これまで、遅配、紛失・内容物の不足、破損などが発生した場合、宅配便取扱企業は法律規定に従い、損害賠償責任を負うことになっていたが、かかる賠償の限度額についてはあいまいな点が多く、消費者との意見の相違による摩擦も多発しており、明確な規定の制定が待たれていた。

改正管理弁法によると、宅配便取扱企業と消費者との間で賠償に関する約定が存在せず、宅配便取扱企業の賠償制度も利用されない場合でも、「郵政法」「契約法」などの関連法律法規に従い、実際の損害額により宅配料金の3倍を超えない範囲で賠償がなされることになった。また、送り主に宅配契約にかかる約款を読むよう促す、および宅配物が貴重品である場合には宅配便取扱企業による損害賠償または保険扱いの損害補償を付保すること

を提案する義務が規定された。

さらに、宅配便取扱企業の賠償責任範囲を制限する特約、例えば「保険に加入しなければならない。付保されておらず、紛失・破損などがあつた場合、宅配便取扱企業はその責任を負わないものとする」などの文言が約款に含まれている場合、宅配便取扱企業は送り主に対し、告知義務および説明義務を負い、さらに、それを送り状の目立つ位置にはっきりと表示しなければならないことが規定された。この義務を怠つた場合、免責特約は無効となる。

4、宅配物確認の上サインを促す義務

宅配物を受取人に渡す際、受取人に受け取りのサインをする前に宅配物を確認・検査するよう促す義務が規定された。改正管理弁法によると、特別な約定がある場合を除き、通常、宅配物の外観を確認し、外箱などに問題がなければサインを促すことができるが、「ワレモノ」の表示がある場合、または外観上破損などが確認される場合には、宅配便の従業員は、内容物を確認した後にサインするよう促す義務を負う。送り主と契約書中で宅配物受け渡し時の権利義務について別途明記している場合を除き、宅配便取扱企業はこの義務を履行しなければならない。インターネット・ショッピングによる宅配物、代金引換商品、その他の宅配物(封書・はがきを含む)についても例外とされない。

5、個人情報漏えいへの対処

中国では、宅配物の送り状のトラッキングナンバーを販売するインターネットサイトが出現しており、安いもので一件 0.4 元で取引されている。改正管理弁法は、宅配便取扱企業とその従業員の不法な個人情報漏えいを明確に禁じ、違反した場合は「郵政

法」に従い厳格に処分するとしている。

郵政法によると、その漏えい行為が犯罪を構成しない場合、郵政管理部門は宅配便取扱企業に是正を命じ、その行為によって得られた違法所得を没収し、かつ、1万元以上5万元以下の罰金を科すことになっている。また、情状が重い場合、営業許可を取り消し、直接の責任を負う従業員または直接の責任者に対しても是正を命じ、違法所得を没収し、かつ、直接の責任者に対し 5,000 元以上1万元以下の罰金を科す。宅配便取扱企業またはその従業員が違法に個人情報を提供し、それが犯罪を構成する場合、法律に従いその刑事責任が追及される。

6. 配達不能宅配物の処理

これまで、宛先不明などの理由により宅配物の配達が可能であった場合、宅配物を自己で処分したり、転売するといった悪質な処理が頻発していた。この問題に関し、国家郵政局は更に詳細な規定の作成を急いでいるところであるが、改正管理弁法も基本的な対策を打ち出している。

改正管理弁法によると、配達不能宅配物については、送り主に返還しなければならず、送り主への返還も不可能な場合、宅配便取扱企業はそれら宅配物について届け出を行い、國務院郵政管理部門の規定と宅配サービスに関する基準に従い、処理しなければならないとした。国際宅配物である場合、半年に一度、省級郵政管理部門が一括して処理を行う。その他の宅配物については、返還不能が確定した日より6カ月以上経っても受取人が現れない場合、郵政管理部門の監督の下、処理がなされる。これらの規定に違反した場合、3万元以下の罰金

に処せられる。

まとめ

中国における宅配便業界は、料金が割高で宅配可能地域が限られているもののサービス品質が安定している外資系宅配便と、コストパフォーマンスとネットワークによる利便性に秀でているもののサービスの安定性に欠く中国地場系宅配便——といった明確な色分けがなされていた。今後、中国宅配便取扱企業のサービス向上が図られれば、中国における宅配便市場がいつそう活性化し、発展していくことは想像に難くない。改正管理弁法はそれに大きく貢献することが期待され、同弁法の周知、徹底および遵守が大いに望まれるところである。

※次回は第 22 号に掲載します。



敬海法律事務所
WANG JING & CO. Law Firm

潘 立冬

パートナー弁護士

ニューヨーク州弁護士

中山大学法学部を卒業し、同大学院法学研究科修了（国際法専攻）、1998 年弁護士登録。米国セントルイス・ワシントン大ロースクール修了（保険法、銀行商事法、会社法等を専攻）。商法、海商・海事、国際貿易、中国商取引等を得意分野とし、中国における著作権、商標登録等の知的財産保護戦略、保険・金融分野に関する法的アドバイス、また外資企業の中国法人設立、労働契約、就業規則の作成、労使紛争の解決、仲裁・訴訟に多数従事している。

Back Issues

2012年5月発行 第12号

- ・中国医療機器市場への第一歩
- ・[華南から内陸へ②] 中国内陸部を目指す日系企業と広西チワン族自治区の現状
- ・India: インドの税制[38]2012年度インド予算案の概要～税制改正のハイライト(前編)
- ・Vietnam: ベトナム個人所得税～出張者の免税適用における実務上の留意点～
- ・China: 解説・中国ビジネス法務[3]著作権法(改正草案)の公開意見募集に関する通知
- ・China: ISO26000の基本的原則と関連する中国法の存在
- ・アジア各国・地域主要経済指標～株式市場編～

2012年6月発行 第13号

- ・中国における旅行市場への参入
- ・中国ビジネスにおける金融センター香港の活用
- ・India: インドでのM&A、再編および撤退～インド支店および駐在員オフィスの撤退方法と留意点～
- ・Vietnam: 短期滞在者免税と「真の雇用者」の考え方
- ・China: 中国ビジネス法律講座[36]労働契約作成のポイント
- ・Hong Kong: 国際税務講座[21]統括会社の実務
- ・アジア各国・地域主要経済指標～物価・雇用・所得編～

2012年7/8月発行 第14号

- ・[華南3大プロジェクト・シリーズ①] 未来の金融特区に向け指導する深圳市前海区
- ・アジアの景気動向への意識を高める日本企業(1)
～アジアビジネスに関するアンケート調査より～
- ・胎動するミャンマー～改革開放に膨らむ期待と現実～
- ・India: インドの税制[39]2012年度インド予算案の概要～税制改正のハイライト(後編)
- ・Vietnam: ベトナムにおける商社・販売会社設立の概要と最新の実務上の留意点～
- ・China: 解説・中国ビジネス法務[4]独占高位に起因する民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定
- ・China: 改正版「商業フランチャイズ経営情報開示管理弁法」の解説
- ・アジア経済情報: アジア概況

2012年9月発行 第15号

- ・カンボジアの投資環境～“タイ・プラスワン”としての活用～
- ・アジアの景気動向への意識を高める日本企業(2)
- ・India: インドビジネス最新情報[1] サービス税課税にかかる実務指針の好評
- ・Vietnam: 外国契約者税の解説(前編)
- ・China: 中国ビジネス法律講座[37]「中華人民共和国出入国管理法」の外国人に対する影響
- ・Hong Kong: 国際税務講座[21] 日本の消費税と中国の増値税の基礎
- ・アジア各国・地域主要経済指標～貿易編～

2012年10月発行 第16号

- ・注目集めるフィリピン～労働集約型産業の最後の砦となるか～
- ・アジアの景気動向への意識を高める日本企業(3)
～アジアビジネスに関するアンケート調査より～
- ・India: インドの税制[40] 移転価格税制事前確認制度(APA制度)の導入
- ・Vietnam: ベトナムにおける法人税の税務調整項目～日本との対比における留意点～
- ・China: 解説・中国ビジネス法務[5] 労働契約法の改正草案
- ・China: 「発明特許出願優先審査管理弁法」の解説
- ・アジア経済情報: アジア概況

2012年11月発行 第17号

- ・日系企業にとっての香港上場(前編)
- ・華南地域における飲食店展開の留意点
- ・India: インドビジネス最新情報[2] インド外国直接投資(FDI)規制の変遷(前編)
- ・Vietnam: 外国契約者税の解説(後編)
- ・China: 中国ビジネス法律講座[38] 中国における「PL」法と「三包」責任
- ・国際税務講座[23] 日本企業の海外進出と日本での課税
- ・アジア各国・地域主要経済指標～為替レート編～

2012年12月発行 第18号

- ・《みずほカオルーンセミナー・リポート》中国経済の動向と今後の事業戦略
 - ◆ 安定成長を図る中国経済
 - ◆ 中国事業戦略について
- ・India: インドの税制[41] インドの主要な間接税スキーム(1)
- ・Vietnam: ベトナム改正労働法の概要
- ・China: 解説・中国ビジネス法務[6] 外商投資企業にかかる元分出資に関する商務部の暫定規定
- ・China: 「単一用途商業プリペイドカード業務管理弁法(試行)の解説
- ・アジア各国・地域主要経済指標～金利編～

2013年1/2月発行 第19号

- ・2013年香港賃金動向
- ・住宅市場は引き続き加熱か～2013年香港施政報告より
- ・India: インドビジネス最新情報[3] インド外国直接投資(FDI)規制の変遷(後編)
- ・Vietnam: 法人所得税関連通達の解説(前編)
- ・China: 中国ビジネス法律講座[39] 住宅積立金の納付および執行の現状
- ・Hong Kong: 国際税務講座[24] 香港における統括会社創設による統括会社優遇税制の活用
- ・アジア経済情報: アジア概況

バックナンバーのご用命は、巻末記載の連絡先もしくは営業担当者まで、お気軽にお申し付けください。

免責事項

1. 法律上、会計上の助言

本誌記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。また、弁護士など専門家を紹介することで費用は一切頂きません。

2. 秘密保持

本誌記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。

3. 著作権

本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

4. 諸責任

本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。各申請項目については、最終批准の取得を保証するものではありません。また、みずほフィナンシャルグループに属するあらゆる会社から提供されるサービスは当該サービスが行われた国・地域・場所における法律、規制及び関連当局の管轄下にあります。

みずほコーポレート銀行**香港営業第一部****中国アセアン・リサーチアドバイザー課**

TEL (852) 2102-5486

産業調査部直投支援室

TEL (03) 5222-5077

産業調査部アジア室(在シンガポール)

TEL (65) 6416-0344

One MIZUHO: Building the future with you
Mizuho Financial Group